

1 つまちなか保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																										
○ 児童福祉法第35条第4項並びに同法施行規則第37条第2項による令で定める事項																											
1. 名称、種類及び位置	名称 つまちなか保育園 種類 保育所 位置 津市大門7番15号 津センターパレス4階																										
2. 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（以下「条例」という。）第43条 ・2歳未満児入所施設：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置 ・2歳以上児入所施設：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設置 ・保育室等を2階以上に設ける建物：耐火建築物又は準耐火建築物であること等	建物構造 鉄筋コンクリート及び鉄骨造 9階建 建物延面積 24,441.16㎡ 建物建築面積 4,167.26㎡ 敷地面積 4,915.73㎡（自己所有 -㎡、借用 459.74㎡） 屋外遊戯場面積 86.50㎡ 5,593.50㎡（津観音公園） 3.3㎡×2歳以上児定員数(40人)=132.0㎡必要 <table border="1" data-bbox="699 913 1425 1317"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積㎡</th> <th>最低基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td rowspan="2">(60.67)</td> <td>1.65㎡×2歳未満児定員数(26.4㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡×2歳未満児定員数(52.8㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>保育室 遊戯室</td> <td>(95.04)</td> <td>1.98㎡×2歳以上児定員数(95.04㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>17.55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調乳室</td> <td>9.57</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>12.11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>29.24</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 保育室等が2階以上にある場合の基準	室名	面積㎡	最低基準面積	乳児室	(60.67)	1.65㎡×2歳未満児定員数(26.4㎡必要)	ほふく室	3.3㎡×2歳未満児定員数(52.8㎡必要)	保育室 遊戯室	(95.04)	1.98㎡×2歳以上児定員数(95.04㎡必要)	調理室	17.55		調乳室	9.57		医務室	12.11		便所	29.24				
室名	面積㎡	最低基準面積																									
乳児室	(60.67)	1.65㎡×2歳未満児定員数(26.4㎡必要)																									
ほふく室		3.3㎡×2歳未満児定員数(52.8㎡必要)																									
保育室 遊戯室	(95.04)	1.98㎡×2歳以上児定員数(95.04㎡必要)																									
調理室	17.55																										
調乳室	9.57																										
医務室	12.11																										
便所	29.24																										
3. 運営の方法	社会福祉法人洗心福祉会が運営にあたる。																										
3-2. 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の名及び経歴 条例第45条 ・保育士、嘱託医、調理員は必置	経営の責任者 山田 俊郎 （社会福祉法人洗心福祉会 理事長） 施設長 北川 和子 （現 つまちなか保育園長 保育士資格保有） 保育士 14名 看護師 0名 調理員 4名 嘱託医 2名																										

1 つまちなか保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																																															
<p>条例施行規則第30条 保育士数 ・ 0歳児3人につき1人以上 ・ 1歳児、2歳児6人につき1人以上 ・ 3歳児20人につき1人以上 ・ 4歳以上児30人につき1人以上</p>	<table border="1" data-bbox="703 259 1406 591"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可定員</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td>6</td> <td colspan="2">22</td> <td colspan="3">36</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>入所予定</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>保育士定数</td> <td>9/3</td> <td colspan="2">26/6</td> <td>14/20</td> <td colspan="2">28/30</td> <td rowspan="2">7人 13人</td> </tr> <tr> <td>(現員)</td> <td>2 3.8</td> <td colspan="2">3.6 5.4</td> <td>0.6 1</td> <td colspan="2">0.8 3 (その他)</td> </tr> </tbody> </table> <p>90名定員以下の場合、最低基準に1名プラスする。 保育標準時間認定の子どもが利用する場合、1名プラス。 (最低基準)</p> <p>入所予定人員の場合、(0歳児/1.3人)+(1,2歳児/4.1人)+(3歳児/0.4人)+(4,5歳児/0.2)=6人 6人+2人=8人 必要</p>	年齢	0	1	2	3	4	5	計	認可定員	6	10	12	12	12	12	64	利用定員	6	22		36			64	入所予定	4	10	15	8	4	2	43	保育士定数	9/3	26/6		14/20	28/30		7人 13人	(現員)	2 3.8	3.6 5.4		0.6 1	0.8 3 (その他)	
年齢	0	1	2	3	4	5	計																																									
認可定員	6	10	12	12	12	12	64																																									
利用定員	6	22		36			64																																									
入所予定	4	10	15	8	4	2	43																																									
保育士定数	9/3	26/6		14/20	28/30		7人 13人																																									
(現員)	2 3.8	3.6 5.4		0.6 1	0.8 3 (その他)																																											
<p>4. 収支予算書</p>	<p>「収支予算書」</p>																																															
<p>5. 事業開始予定年月日</p>	<p>平成31年4月1日</p>																																															
<p>○ 児童福祉法施行規則第37条第3項による提出書類</p>																																																
<p>1. 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類</p>	<p>① 設置する者の履歴 山田 俊郎 (社会福祉法人洗心福社会 理事長) 「履歴書」</p> <p>② 資産状況を明らかにする書類 「財産目録」 「貸借対照表」</p>																																															
<p>2. 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類</p>	<p>③ 社会福祉法人を証する書類 設置主体 社会福祉法人洗心福社会 「法人登記簿」 (昭和53年10月31日成立)</p>																																															
<p>3. 法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約</p>	<p>④ 法人の定款等の規約 「定款」 その他の規約 「就業規則」 「職員の給与・退職金に関する規定」 「管理規程」</p>																																															

2 たいすいノース保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																													
○ 児童福祉法第35条第4項並びに同法施行規則第37条第2項による令で定める事項																														
1. 名称、種類及び位置	名称 たいすいノース保育園 種類 保育所 位置 四日市市川北1丁目710番																													
2. 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（以下「条例」という。）第43条、条例施行規則第28条 ・ 2歳未満児入所施設：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置 ・ 2歳以上児入所施設：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設置 ・ 保育室等を2階以上に設ける建物：耐火建築物又は準耐火建築物であること等	建物構造 鉄骨造 2階建 建物延面積 1,207.84㎡ 建物建築面積 1,070.84㎡ 敷地面積 4,456.48㎡ (自己所有3,448.6㎡、借用1,007.88㎡) 屋外遊戯場面積 1,984.80㎡ 3.3㎡×2歳以上児定員数(95人)=313.5㎡必要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室名</th> <th style="text-align: center;">面積㎡</th> <th style="text-align: center;">最低基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td style="text-align: center;">47.41</td> <td>1.65㎡×2歳未満児定員数(41.25㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td style="text-align: center;">71.01</td> <td>3.3㎡×2歳未満児定員数(82.5㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td style="text-align: center;">318.01</td> <td rowspan="2">1.98㎡×2歳以上児定員数(188.1㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td style="text-align: center;">231.00</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td style="text-align: center;">56.51</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調乳室</td> <td style="text-align: center;">4.60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td style="text-align: center;">6.24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td style="text-align: center;">80.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 保育室等が2階以上にある場合の基準 適	室名	面積㎡	最低基準面積	乳児室	47.41	1.65㎡×2歳未満児定員数(41.25㎡必要)	ほふく室	71.01	3.3㎡×2歳未満児定員数(82.5㎡必要)	保育室	318.01	1.98㎡×2歳以上児定員数(188.1㎡必要)	遊戯室	231.00	調理室	56.51		調乳室	4.60		医務室	6.24		便所	80.12				
室名	面積㎡	最低基準面積																												
乳児室	47.41	1.65㎡×2歳未満児定員数(41.25㎡必要)																												
ほふく室	71.01	3.3㎡×2歳未満児定員数(82.5㎡必要)																												
保育室	318.01	1.98㎡×2歳以上児定員数(188.1㎡必要)																												
遊戯室	231.00																													
調理室	56.51																													
調乳室	4.60																													
医務室	6.24																													
便所	80.12																													
3. 運営の方法	社会福祉法人博秀会が運営にあたる。																													
3-2. 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴 条例第45条 ・ 保育士、嘱託医、調理員は必置	経営の責任者 福岡 利樹 (社会福祉法人博秀会 理事長) 施設長 福岡 由紀 (現 たいすい中央保育園長 保育士資格保有) 保育士 18名 看護師 1名 調理員 3名 嘱託医 2名																													

2 たいすいノース保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																																																						
<p>条例施行規則第30条 保育士数 ・0歳児3人につき1人以上 ・1歳児、2歳児6人につき1人以上 ・3歳児20人につき1人以上 ・4歳以上児30人につき1人以上</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可定員</td> <td>8</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td>8</td> <td colspan="2">37</td> <td colspan="3">75</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>入所予定</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>23</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>保育士定数</td> <td>8/3</td> <td colspan="2">37/6</td> <td>25/20</td> <td colspan="2">50/30</td> <td rowspan="2">12人 15人</td> </tr> <tr> <td>(現員)</td> <td>2.6 4</td> <td colspan="2">6.1 7</td> <td>1.2 2</td> <td colspan="2">1.6 2 (その他)</td> </tr> </tbody> </table>							年齢	0	1	2	3	4	5	計	認可定員	8	17	20	25	25	25	120	利用定員	8	37		75			120	入所予定	6	16	23	14	0	0	59	保育士定数	8/3	37/6		25/20	50/30		12人 15人	(現員)	2.6 4	6.1 7		1.2 2	1.6 2 (その他)		
年齢	0	1	2	3	4	5	計																																																
認可定員	8	17	20	25	25	25	120																																																
利用定員	8	37		75			120																																																
入所予定	6	16	23	14	0	0	59																																																
保育士定数	8/3	37/6		25/20	50/30		12人 15人																																																
(現員)	2.6 4	6.1 7		1.2 2	1.6 2 (その他)																																																		
4. 収支予算書	<p>90名定員以下の場合、最低基準に1名プラスする。 保育標準時間認定の子どもが利用する場合、1名プラス。 (最低基準)</p> <p>入所予定人員の場合、(0歳児/2人)+(1,2歳児/6.5人)+(3歳児/0.7人)+(4,5歳児/0)=9人 9人+1人=10人 必要</p>																																																						
5. 事業開始予定年月日	平成31年4月1日																																																						
○ 児童福祉法施行規則第37条第3項による提出書類																																																							
1. 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類	<p>① 設置する者の履歴 福岡 利樹 (社会福祉法人博秀会 理事長) 「履歴書」</p> <p>② 資産状況を明らかにする書類 「財産目録」 「貸借対照表」</p>																																																						
2. 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類	<p>③ 社会福祉法人を証する書類 設置主体 社会福祉法人博秀会 「法人登記簿」 (平成17年9月13日成立)</p>																																																						
3. 法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約	<p>④ 法人の定款等の規約 「定款」 その他の規約 「就業規則」 「職員の給与・退職金に関する規定」 「管理規程」</p>																																																						

3 日の本第二保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																													
○ 児童福祉法第35条第4項並びに同法施行規則第37条第2項による令で定める事項																														
1. 名称、種類及び位置	<p>名称 日の本第二保育園 種類 保育所 位置 四日市市松原町206</p>																													
<p>2. 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面</p> <p>三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（以下「条例」という。）第43条、条例施行規則第28条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2歳未満児入所施設：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置 ・2歳以上児入所施設：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設置 ・保育室等を2階以上に設ける建物：耐火建築物又は準耐火建築物であること等 	<p>建物構造 鉄骨造 2階建 建物延面積 789.84㎡ 建物建築面積 569.59㎡ 敷地面積 2,281.92㎡ （自己所有 1,322.33㎡、借用 959.59㎡） 屋外遊戯場面積 709.20㎡ 3.3㎡×2歳以上児定員数(72人)=237.6㎡必要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積㎡</th> <th>最低基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td></td> <td>1.65㎡×2歳未満児定員数(29.7㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>86.40</td> <td>3.3㎡×2歳未満児定員数(59.4㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>202.20</td> <td rowspan="2">1.98㎡×2歳以上児定員数(142.56㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>129.60</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>21.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調乳室</td> <td>4.40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>1.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>25.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>保育室等が2階以上にある場合の基準 適</p>	室名	面積㎡	最低基準面積	乳児室		1.65㎡×2歳未満児定員数(29.7㎡必要)	ほふく室	86.40	3.3㎡×2歳未満児定員数(59.4㎡必要)	保育室	202.20	1.98㎡×2歳以上児定員数(142.56㎡必要)	遊戯室	129.60	調理室	21.05		調乳室	4.40		医務室	1.50		便所	25.50				
室名	面積㎡	最低基準面積																												
乳児室		1.65㎡×2歳未満児定員数(29.7㎡必要)																												
ほふく室	86.40	3.3㎡×2歳未満児定員数(59.4㎡必要)																												
保育室	202.20	1.98㎡×2歳以上児定員数(142.56㎡必要)																												
遊戯室	129.60																													
調理室	21.05																													
調乳室	4.40																													
医務室	1.50																													
便所	25.50																													
3. 運営の方法	社会福祉法人日の本福祉会が運営にあたる。																													
<p>3-2. 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴</p> <p>条例第45条 ・保育士、嘱託医、調理員は必置</p>	<p>経営の責任者 福士 英実 （社会福祉法人日の本福祉会 理事長）</p> <p>施設長 福士 大雅 （現 日の本保育園長）</p> <p>保育士 13名 看護師 0名 調理員 2名 嘱託医 2名</p>																													

3 日の本第二保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																																																													
<p>条例施行規則第30条 保育士数 ・ 0歳児3人につき1人以上 ・ 1歳児、2歳児6人につき1人以上 ・ 3歳児20人につき1人以上 ・ 4歳以上児30人につき1人以上</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可定員</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td>9</td> <td colspan="2">21</td> <td colspan="3">60</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>入所予定</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>保育士定数</td> <td>9/3</td> <td colspan="2">21/6</td> <td>20/20</td> <td colspan="2">40/30</td> <td rowspan="3">9人 12人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td colspan="2">3.5</td> <td>1</td> <td colspan="2">1.3</td> </tr> <tr> <td>(現員)</td> <td>3</td> <td colspan="2">5</td> <td>2</td> <td colspan="2">2 (その他)</td> </tr> </tbody> </table>							年齢	0	1	2	3	4	5	計	認可定員	9	9	12	20	20	20	90	利用定員	9	21		60			90	入所予定	8	12	12	15	0	0	47	保育士定数	9/3	21/6		20/20	40/30		9人 12人		3	3.5		1	1.3		(現員)	3	5		2	2 (その他)		
年齢	0	1	2	3	4	5	計																																																							
認可定員	9	9	12	20	20	20	90																																																							
利用定員	9	21		60			90																																																							
入所予定	8	12	12	15	0	0	47																																																							
保育士定数	9/3	21/6		20/20	40/30		9人 12人																																																							
	3	3.5		1	1.3																																																									
(現員)	3	5		2	2 (その他)																																																									
<p>90名定員以下の場合、最低基準に1名プラスする。 保育標準時間認定の子どもが利用する場合、1名プラス。 (最低基準)</p> <p>入所予定人員の場合、(0歳児/2.6人)+(1,2歳児/4人)+(3歳児/0.7人)+(4,5歳児/0)=7人 7人+2人=9人 必要</p>								11人																																																						
4. 収支予算書	「収支予算書」																																																													
5. 事業開始予定年月日	平成31年4月1日																																																													
○ 児童福祉法施行規則第37条第3項による提出書類																																																														
1. 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類	① 設置する者の履歴 福士 英語実 (社会福祉法人日の本福祉会 理事長) 「履歴書」 ② 資産状況を明らかにする書類 「財産目録」 「貸借対照表」																																																													
2. 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類	③ 社会福祉法人を証する書類 設置主体 社会福祉法人日の本福祉会 「法人登記簿」 (平成23年6月10日成立)																																																													
3. 法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約	④ 法人の定款等の規約 「定款」 その他の規約 「就業規則」 「職員の給与・退職金に関する規定」 「管理規程」																																																													

4 よっかいちひばり保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																													
○ 児童福祉法第35条第4項並びに同法施行規則第37条第2項による令で定める事項																														
1. 名称、種類及び位置	<p>名称 よっかいちひばり保育園 種類 保育所 位置 四日市市西大鐘町1490</p>																													
<p>2. 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面</p> <p>三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（以下「条例」という。）第43条、条例施行規則第28条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2歳未満児入所施設：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置 ・ 2歳以上児入所施設：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設置 ・ 保育室等を2階以上に設ける建物：耐火建築物又は準耐火建築物であること等 	<p>建物構造 鉄骨造 平屋建 建物延面積 582.51㎡ 建物建築面積 642.47㎡ 敷地面積 2,151.14㎡ （自己所有 2,151.14㎡、借用 ㎡） 屋外遊戯場面積 233.89㎡ 3.3㎡×2歳以上児定員数(36人)=118.8㎡必要</p> <table border="1" data-bbox="699 913 1425 1317"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積㎡</th> <th>最低基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>32.05</td> <td>1.65㎡×2歳未満児定員数(39.6㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>51.97</td> <td>3.3㎡×2歳未満児定員数(79.2㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>85.26</td> <td rowspan="2">1.98㎡×2歳以上児定員数(71.28㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>95.75</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>58.20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調乳室</td> <td>4.39</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>4.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>25.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>保育室等が2階以上にある場合の基準 該当なし</p>	室名	面積㎡	最低基準面積	乳児室	32.05	1.65㎡×2歳未満児定員数(39.6㎡必要)	ほふく室	51.97	3.3㎡×2歳未満児定員数(79.2㎡必要)	保育室	85.26	1.98㎡×2歳以上児定員数(71.28㎡必要)	遊戯室	95.75	調理室	58.20		調乳室	4.39		医務室	4.80		便所	25.70				
室名	面積㎡	最低基準面積																												
乳児室	32.05	1.65㎡×2歳未満児定員数(39.6㎡必要)																												
ほふく室	51.97	3.3㎡×2歳未満児定員数(79.2㎡必要)																												
保育室	85.26	1.98㎡×2歳以上児定員数(71.28㎡必要)																												
遊戯室	95.75																													
調理室	58.20																													
調乳室	4.39																													
医務室	4.80																													
便所	25.70																													
3. 運営の方法	社会福祉法人宏育会が運営にあたる。																													
<p>3-2. 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴</p> <p>条例第45条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士、嘱託医、調理員は必置 	<p>経営の責任者 山川 正和 （社会福祉法人宏育会 理事長）</p> <p>施設長 山田 伸里子 （現 ひばり保育園主任保育士 保育士資格保有）</p> <p>保育士 13名 看護師 0名 調理員 5名 嘱託医 2名</p>																													

4 よっかいちひばり保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																																																													
<p>条例施行規則第30条 保育士数 ・0歳児3人につき1人以上 ・1歳児、2歳児6人につき1人以上 ・3歳児20人につき1人以上 ・4歳以上児30人につき1人以上</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可定員</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td>9</td> <td colspan="2">33</td> <td colspan="3">18</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>入所予定</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>保育士定数</td> <td>9/3</td> <td colspan="2">33/6</td> <td>18/20</td> <td colspan="2">/30</td> <td rowspan="3">9人 10人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td colspan="2">5.5</td> <td>0.9</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(現員)</td> <td>3</td> <td colspan="2">6</td> <td>1</td> <td colspan="2">(その他)</td> </tr> </tbody> </table>							年齢	0	1	2	3	4	5	計	認可定員	9	15	18	18	0	0	60	利用定員	9	33		18			60	入所予定	1	12	4	3	0	0	20	保育士定数	9/3	33/6		18/20	/30		9人 10人		3	5.5		0.9			(現員)	3	6		1	(その他)		
年齢	0	1	2	3	4	5	計																																																							
認可定員	9	15	18	18	0	0	60																																																							
利用定員	9	33		18			60																																																							
入所予定	1	12	4	3	0	0	20																																																							
保育士定数	9/3	33/6		18/20	/30		9人 10人																																																							
	3	5.5		0.9																																																										
(現員)	3	6		1	(その他)																																																									
<p>90名定員以下の場合、最低基準に1名プラスする。 保育標準時間認定の子どもが利用する場合、1名プラス。 (最低基準)</p> <p>入所予定人員の場合、(0歳児/0.3人)+(1,2歳児/2.6人)+(3歳児/0.1人)+(4,5歳児/0)=3人 3人+2人=5人 必要</p>								11人																																																						
4. 収支予算書	「収支予算書」																																																													
5. 事業開始予定年月日	平成31年4月1日																																																													
○ 児童福祉法施行規則第37条第3項による提出書類																																																														
1. 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類	<p>① 設置する者の履歴 山川 正和 (社会福祉法人宏育会 理事長) 「履歴書」</p> <p>② 資産状況を明らかにする書類 「財産目録」 「貸借対照表」</p>																																																													
2. 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類	<p>③ 社会福祉法人を証する書類 設置主体 社会福祉法人宏育会 「法人登記簿」 (昭和57年9月30日成立)</p>																																																													
3. 法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約	<p>④ 法人の定款等の規約 「定款」 その他の規約 「就業規則」 「職員の給与・退職金に関する規定」 「管理規程」</p>																																																													

5 いせの杜保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																													
○ 児童福祉法第35条第4項並びに同法施行規則第37条第2項による令で定める事項																														
1. 名称、種類及び位置	名称 いせの杜保育園 種類 保育所 位置 伊勢市大世古4丁目2番13号																													
2. 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（以下「条例」という。）第43条 ・ 2歳未満児入所施設：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置 ・ 2歳以上児入所施設：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設置 ・ 保育室等を2階以上に設ける建物：耐火建築物又は準耐火建築物であること等	建物構造 鉄骨造 一部木造 平屋建 建物延面積 843.096㎡ 建物建築面積 843.096㎡ 敷地面積 2,735.000㎡（自己所有 -㎡、借用 2,735.00㎡） 屋外遊戯場面積 1,150.000㎡ 3.3㎡×2歳以上児定員数(93人)=306.9㎡必要 <table border="1" data-bbox="699 875 1425 1274"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積㎡</th> <th>最低基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>39.749</td> <td>1.65㎡×2歳未満児定員数(44.55㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>52.999</td> <td>3.3㎡×2歳未満児定員数(89.10㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>211.990</td> <td rowspan="2">1.98㎡×2歳以上児定員数(184.14㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>119.245</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>36.739</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調乳室</td> <td>3.312</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>6.625</td> <td></td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>45.958</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 保育室等が2階以上にある場合の基準 該当なし	室名	面積㎡	最低基準面積	乳児室	39.749	1.65㎡×2歳未満児定員数(44.55㎡必要)	ほふく室	52.999	3.3㎡×2歳未満児定員数(89.10㎡必要)	保育室	211.990	1.98㎡×2歳以上児定員数(184.14㎡必要)	遊戯室	119.245	調理室	36.739		調乳室	3.312		医務室	6.625		便所	45.958				
室名	面積㎡	最低基準面積																												
乳児室	39.749	1.65㎡×2歳未満児定員数(44.55㎡必要)																												
ほふく室	52.999	3.3㎡×2歳未満児定員数(89.10㎡必要)																												
保育室	211.990	1.98㎡×2歳以上児定員数(184.14㎡必要)																												
遊戯室	119.245																													
調理室	36.739																													
調乳室	3.312																													
医務室	6.625																													
便所	45.958																													
3. 運営の方法	社会福祉法人洗心福祉会が運営にあたる。																													
3-2. 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴 条例第45条 ・ 保育士、嘱託医、調理員は必置	経営の責任者 山田 俊郎 (社会福祉法人洗心福祉会 理事長) 施設長 山本 佳子 (現 豊野保育園長 保育士資格保有) 保育士 15名 看護師 0名 調理員 3名 嘱託医 2名																													

5 いせの杜保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																																																													
<p>条例施行規則第30条 保育士数 ・0歳児3人につき1人以上 ・1歳児、2歳児6人につき1人以上 ・3歳児20人につき1人以上 ・4歳以上児30人につき1人以上</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可定員</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td>9</td> <td colspan="2">41</td> <td colspan="3">70</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>入所予定</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>保育士定数</td> <td>9/3</td> <td colspan="2">41/6</td> <td>23/20</td> <td colspan="2">47/30</td> <td rowspan="3">12人 15人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td colspan="2">6.8</td> <td>1.1</td> <td colspan="2">1.5</td> </tr> <tr> <td>(現員)</td> <td>3</td> <td colspan="2">7</td> <td>2</td> <td colspan="2">3 (その他)</td> </tr> </tbody> </table>							年齢	0	1	2	3	4	5	計	認可定員	9	18	23	23	23	24	120	利用定員	9	41		70			120	入所予定	6	12	15	15	16	16	80	保育士定数	9/3	41/6		23/20	47/30		12人 15人		3	6.8		1.1	1.5		(現員)	3	7		2	3 (その他)		13人
年齢	0	1	2	3	4	5	計																																																							
認可定員	9	18	23	23	23	24	120																																																							
利用定員	9	41		70			120																																																							
入所予定	6	12	15	15	16	16	80																																																							
保育士定数	9/3	41/6		23/20	47/30		12人 15人																																																							
	3	6.8		1.1	1.5																																																									
(現員)	3	7		2	3 (その他)																																																									
<p>90名定員以下の場合、最低基準に1名プラスする。 保育標準時間認定の子どもが利用する場合、1名プラス。 (最低基準)</p>																																																														
<p>入所予定人員の場合、(0歳児/2人)+(1,2歳児/4.8人)+(3歳児/0.7人)+(4,5歳児/1.0)=9人 9人+1人=10人 必要</p>																																																														
4. 収支予算書	「収支予算書」																																																													
5. 事業開始予定年月日	平成31年4月1日																																																													
○ 児童福祉法施行規則第37条第3項による提出書類																																																														
1. 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類	<p>① 設置する者の履歴 山田 俊郎 (社会福祉法人洗心福祉会 理事長) 「履歴書」</p> <p>② 資産状況を明らかにする書類 「財産目録」 「貸借対照表」</p>																																																													
2. 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類	<p>③ 社会福祉法人を証する書類 設置主体 社会福祉法人洗心福祉会 「法人登記簿」 (昭和53年10月31日成立)</p>																																																													
3. 法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約	<p>④ 法人の定款等の規約 「定款」 その他の規約 「就業規則」 「職員の給与・退職金に関する規定」 「管理規程」</p>																																																													